

## 一般社団法人日本キッチンカー協会と

# 「災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施の協力に関する協定」 を締結しました

横浜市では、誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築に向けた一環として、民間事業者等と連携した温かい食事等の提供に向けた取り組みを進めています。

このたび、災害時における避難者への炊き出し等を実施することにより市民生活の安定に寄与することを目的に、一般社団法人日本キッチンカー協会と「災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施の協力に関する協定」を締結しました。

日本キッチンカー協会には、主に関東エリアを営業地域とした事業者が加入しており、本協定により災害時の温かい食事への支援が期待されます。



### 1 締結日

令和7年3月28日

### 2 協定の概要

- (1) 災害時の避難所等におけるキッチンカーによる炊き出し等の協力支援
- (2) 本市の実施する防災訓練等への協力支援

### 3 添付資料

災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施の協力に関する協定書

締結式の様子

左: 岸副 代表理事  
右: 高坂 危機管理監

一般社団法人日本キッチンカー協会

(本部所在地：神奈川県横浜市中区元町 5-199-2 代表理事：岸副 真芳)

一般社団法人日本キッチンカー協会は、キッチンカー事業・ケータリング事業の起業支援や経営サポート、キッチンカー事業についてのセミナー開催、企画、製造、販売などのサポート、自治体等のイベントプロデュースなどを行っています。

裏面あり

お問合せ先

総務局危機管理室地域防災課避難等支援担当課長 田中 薫 Tel 045-671-4360



GREEN×EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



災害時におけるキッチンカーによる  
炊き出し等の実施の協力  
に関する協定書

横 浜 市

一般社団法人 日本キッチンカー協会

## 災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施の協力に関する協定書

横浜市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本キッチンカー協会（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時におけるキッチンカー（食品衛生法に基づく移動販売の営業許可及び営業届出がされた自動車）による炊き出し等の協力に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲の市域内に地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て避難者に対して炊き出し等を実施することにより市民生活の安定に寄与することを目的とする。

### （支援の要請）

第2条 甲は災害時において、次条に掲げる支援の必要がある場合に、乙に対して協力を要請することができる。この場合において、乙は可能な限り要請に応ずるよう、必要な連絡・調整を行うものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書で要請する暇がないときは、電話等により口頭で要請し、その後速やかに協力要請書（様式第1号）を提出するものとする。

3 乙は甲に対する支援の際には、神奈川県又は神奈川県内の自治体で営業許可を取ったキッチンカーの手配を優先的に調整するものとする。

### （支援の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲が開設した避難所等におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施
- (2) 甲が指定する場所におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する支援

### （要請に伴う措置）

第4条 乙は第2条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、速やかに支援の実施可能性について検討し、可能な限り支援を実施するものとする。

2 乙がキッチンカーによる炊き出し等を行う場合、食品衛生法を遵守し、同法に基づく営業許可又は営業届出の範囲内の食品等を取扱いするものとする。

### （実績報告）

第5条 乙は、この協定に基づく協力を行ったときは、甲に対し実績報告書（様式第2号）により報告を行うものとする。

### （費用の負担）

第6条 乙による支援に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（内閣府告示第228号）第3条に定める炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用を基準とし、その他に係る経費等が発生した場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(連絡体制の整備等)

第7条 甲及び乙は災害時に備え、平常時から連絡体制を整備し、相互に確認するものとする。

2 乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3 甲は乙に所属するキッチンカーを把握するため、乙は甲に対し、年に1回会員名簿を提出するものとし、登録業者の変更があった場合については、随時新しい会員名簿等を提出するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して協定の解除又は協定の変更の意思表示がないときは、この協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

令和7年3月28日

(甲) 所在地	横浜市中区本町6丁目50番地の10
名称	横浜市
代表者職氏名	横浜市長 山中 竹春

(乙) 所在地	横浜市中区元町5-199-2
名称	一般財団法人 日本キッチンカー協会
代表者職氏名	代表理事 岸副 真芳

協 力 要 請 書

令和 年 月 日

一般財団法人 日本キッチンカー協会御中

横浜市 長

「災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施の協力に関する協定書」  
第2条に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請日	要請台数	食事等提供場所

担当者所属・氏名

電 話 番 号

F A X 番 号

実 績 報 告 書

令和 年 月 日

横浜市 長 様

一般財団法人 日本キッチンカー協会  
代表取締役

令和 年 月 日付けの要請について、下記のとおり報告します。

記

事業者名	提供日時	提供場所	提供時間	提供品目	価格	提供数

担当者所属・氏名  
電 話 番 号  
F A X 番 号